津山市スポーツ少年団中学区及び単一種目団交付金交付要綱

（目的及び趣旨）

第１条　中学区及び単一種目団におけるスポーツ少年団活動を促進することを目的として交付する、津山市スポーツ少年団設置規定第１３条２項に定める津山市スポーツ少年団中学区及び単一種目団交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

※中学区とは、津山市スポーツ少年団規定第２条第２項によるものとする。

（交付金額の決定等）

第２条　交付金は、原則スポーツ少年団登録システム指定期間終了後、次の交付金の算定方法にて額を決定し、各中学区及び単一種目団に交付額を通知する。

※交付金の算定方法

予算全体の５０％　登録団数割（学区登録団数と単一種目登録団数）

予算全体の５０％　登録団員数割（学区登録団員数と単一種目登録団員数）

算出された単価（登録団数割は１００円未満切り捨て。登録団員数割は１０円未満切り捨て。）を登録団数・登録団員数にそれぞれ乗じたものを合算し、配分する。

２　単一種目団への交付について、同一種目が複数の場合は、原則として交付窓口を一本化する。

（交付申請）

第３条　中学区及び単一種目団は、交付金交付申請書（様式１）及び交付金事業計画書（様式２）を原則団登録システム指定期間終了後、本部に提出しなければならない。

第４条　中学区及び単一種目団は、交付金実施報告書（様式３）を当該年度末までに本部に提出しなければならない。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、交付金に関するその他の必要事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２４年４月１９日から施行する。

平成３０年５月３１日　　一部改正